

令和 7 年度水田輪作モデル構築事業運営支援業務委託仕様書（案）

I 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、仙台市契約規則に従い、委託者の仙台市（以下、「本市」という。）が、受注者に業務委託する令和 7 年度水田輪作モデル構築事業運営支援業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

2. 通則

- (1) 本業務は、仙台市契約規則に基づくほか、業務委託契約書、本仕様書、個人情報の取り扱いに関する特記仕様書により実施する。
- (2) 受注者は、本業務を行う場合、常に本市と綿密な連絡を取るとともに、本市の指示に従わなければならない。
- (3) 受注者は、以下の事由が発生したときは、本市に対して速やかに届出又は報告を行い、本市の指示に従うこと。
 - ① 業務履行体制を変更したとき
 - ② 業務履行中に事故が発生したとき
 - ③ 本市から届出又は報告を求められたとき
- (4) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合、その都度本市と受注者による協議を行い、費用負担も含め決定するものとする。

II 委託期間

委託契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

III 業務内容

1. 業務の目的

既存の農地を活用しながら、水田で水稻生産を主軸として園芸品目や他穀類を生産する輪作体系案の構築及び実証により、収益性の高い農業経営のパッケージとなる水田輪作のモデルを構築する。

実証は、産学官金連携のプロジェクトチーム（以下、「P J チーム」という。）により、生産条件や環境が異なる市内東部地域と西部地域それぞれのモデル農地において、効率的で収益性が高い輪作体系案をスマート農業技術や環境負荷低減技術等を用いて行う。

2. 業務内容

事業の推進は、関係機関と P J チームを結成し、実施する。受注者は、P J チームの事務局として以下のとおり業務を行う。

(1) P J チームの結成

本市、宮城県、仙台農業協同組合、東北大学大学院農学研究科、農業機械メーカー、種苗メ

一カー等産学官金連携となるよう P J チームを結成する。結成にあたっては、事業を実施すること等について規約を策定し、参画する機関の同意を得る方法（規約方式）とする。

(2) P J チームの運営

①窓口業務

P J チームへの参画を希望する機関の窓口となり、連絡調整を行うこと。

② P J チームメンバーや農業経営体等との連絡調整

P J チームのメンバーや実証に協力する農業経営体等との連絡調整を担うこと。

③定例会の開催

P J チーム全体での打合せを定期的（四半期に 1 回程度）に開催する。また、以下(3)

①～③の案件ごとに必要に応じて適宜打合せを開催する。なお、打合せの都度、議事録を作成して本市に報告を行うこと。

(3) 実証実施

令和 6 年度に実施した「令和 6 年度スマート農業等新技术導入実証普及業務」における実証継続等を踏まえ、市内東部地域と西部地域にそれぞれ設置する下記①～③のモデル農地において、実証を行う。想定する実証内容については、別紙業務内容書のとおりとする。

実施にあたっては、実証に協力する農業経営体との連絡調整及び進捗管理、実証にかかる機械や資材等の調達並びに実証協力費等必要経費の支払いを行うこととする。

① 農事組合法人六郷南部実践組合（若林区種次）
水稲と他穀類を組み合わせた輪作体系の実証を行う。（例：米→（麦）→大豆） 令和 7 年産は、大豆生産に係るスマート農業機械の導入実証に係る取組を行う。
②農事組合法人うえずとファーム仙台（青葉区上愛子）
水田でサトイモ・サツマイモの生産を行うほか、草刈作業軽減のため令和 6 年度に畦畔に播種したカバークロップの状況確認及び効果測定を行う。
③宮城実践組合（青葉区芋沢）
大豆生産に係るスマート農業機械の導入実証や緑肥による地力向上、畦畔の草刈作業の軽減化に係る取組を行う。

また、上記に引き続き令和 8 年産分の実証に向けた準備を行う。

(4) 東部地域における水稲と園芸品目を組み合わせた輪作体系の構築

令和 7 年に水稲又は大豆を作付けした水田で、令和 8 年産に園芸品目（野菜）を作付する輪作体系の計画を構築する。

協力を依頼する経営体や導入する園芸品目等については、本市と協議しながら、輪作体系構築に係る計画を立てる。

(5) 研修会や体験会の開催

以下のとおり研修会及び体験会を開催すること。開催にあたっては、参加者（周知対象者約 250 件）の募集や連絡調整、会場確保等の一切を行うこと。

- ・業務目的に即した研修会（2 回程度）を企画し、開催すること。研修会の開催にあたっては、本市と協議の上、内容等を決定することとする。
- ・上記(3)のモデル農地の実証内容が、他の農業者の見学や体験可能な場合は、見学会又は体験会（①～③においてそれぞれ 1 回以上）を開催する。

3. 業務の実施体制等

本業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築し、総括責任者、実施責任者、スケジュール等を明示すること。

4. 業務に対する提案

受注者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、本市に対して積極的にこれを提案するものとする。

5. 成果品の提出

提出する成果品は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データで提出すること。

- (1) 業務委託報告書（A 4 版） 1 部
- (2) 会議議事録（都度）
- (3) その他本事業に付随して作成・収集した資料等で本市が必要と認める資料

6. 業務上の留意点

(1) 業務の推進

受注者は、業務委託契約締結後、速やかに業務の内容について、本市と十分に摺り合わせしたうえで実施すること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けること。

(2) 再委託の禁止

受注者は、本業務を一括して第三者に再委託することができない。ただし、本業務を効率的に行う目的で主たる業務を除く一部の業務を第三者に再委託することができる。一部業務を再委託する場合は、事前に文書により本市と協議し、承認を得る必要がある。

なお、一部業務の再委託に関するすべての責任は受注者が負うものとする。

(3) 打合せ及び協議

業務履行にあたっての調整または確認を行うため適宜打合せまたは協議を行うとともに、受注者は、業務の進捗状況及び課題について随時報告を行うものとする。

(4) 成果物に関する権利の帰属

- ①受注者は、成果物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

- ②本市は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- ③受注者は、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。（想定する内容は、写真の削除・追加、レイアウトの修正、ページの削除・新規追加など。）
- ④本市又は受注者以外の者が権利を有する著作物等を使用する場合、受注者は、著作権者との間で必要な調整を行い、著作権者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- ⑤その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。
- ⑥成果物に関する権利の帰属に関する本仕様書内の規定は、上記(2)により第三者に委託した場合においても適用する。受注者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

(5)機密の保持

受注者は本業務実施にあたり、本市から提供する情報については、下記の事項を厳守することとする。

- ①受注者は、本業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- ②受注者は、情報について事故が発生した場合、速やかに本市に報告をしなければならない。

(6)個人情報の保護

受注者は、本業務実施にあたり、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」並びに別記1「個人情報取扱特記事項」、別記2「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」、別記3「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」の内容を遵守すること。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

(7)損害等

受注者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

また、受託者は、本業務の履行にあたり、受注者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8)環境への配慮

受注者は、本業務の履行にあたり、「仙台市環境行動計画（令和3年3月策定）」の趣旨に鑑み、環境負荷の低減に配慮すること。

(9)委託事項の遵守

受注者は、本業務の実施にあたって、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。

IV 委託料の支払

受注者から提出される業務完了届により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、受注者からの請求に基づき業務委託料を支払うものとする。ただし、業務履行を分割して確認でき、その区分に応じた支払を行う区分払いを可能とする。

①農事組合法人六郷南部実践組合における実証

若林区種次地区の(農)六郷南部実践組合の農地において、米と大豆の輪作についてスマート農業機械の導入等により作業効率及び生産性を高めるための実証を行う。

I. 実証内容

・水田での大豆生産実証内容

作業	実証内容
耕うん・施肥	xarvio®フィールドマネージャー（以下、「ザルビオ」）を用いた可変施肥を行う。
播種	自動操舵トラクターによる耕うん畝立て同時播種を行う。
生育管理・防除	ザルビオを用いた生育管理を行い、自動操舵のセクションコントロールによる防除を行う。
収穫	収量コンバインによる収穫を行う。

※日常の大豆の生産管理については、当該法人が行うこととし、適宜PJチームのメンバーによる指導や支援を行う。

・その他の実証内容

内容	
経営管理システムの導入	経営管理が効率化できるシステムの導入を行う。
枝豆ドローン防除	ドローンによる枝豆の農薬散布を行う。

II. 効果検証

実証による栽培で、単位面積当たりの収量や収益、労働生産性等を算出し、実証の効果について検証内容を取りまとめる。

III. 必要経費（予定）

項目	金額（円）
種苗費、資材費、機械類リース費等	1,957,000
実証協力費	370,000
合計	2,327,000

②農事組合法人うえずとファーム仙台における実証

青葉区上愛子地区の(農)うえずとファーム仙台の農地において、水田で新たな園芸品目（サトイモ・サツマイモ）を作付することで、水田での園芸品目生産の有効性を確認するための実証を行う。

I. 実証内容

- ・水田での園芸品目生産

品目	作付面積	実証内容・栽培スケジュール	
サトイモ	10a	石川早生（早生種）、土垂（晩生種）それぞれ 5a を作付け	
		植付	4 月中旬～5 月上旬
		収穫	早生種：9 月中 晩生種：10 月中旬～11 月上旬
サツマイモ	5a	・べにはるかを作付け	
		定植	5 月中旬～6 月中旬
		収穫	10 月上旬～11 月上旬

※作物の日常の生育管理については、当該法人が行うこととし、適宜 P J チームのメンバーによる指導や支援を行う。

- ・カバークロップの生育管理

令和 6 年度に播種したカバークロップの生育について、確認や記録を行い、草刈作業の労力軽減が図られているか調査を行い、経過をとりまとめる。

※日常の生育管理については、当該法人が行うこととする。

II. 効果検証

実証による栽培で、単位面積当たりの収量や収益、労働生産性等を算出し、実証の効果について検証内容を取りまとめる。

III. 必要経費（予定）

項目	金額
種苗費、資材費、機械類リース費等	758, 000
実証協力費	45, 000
合計	803, 000

③宮城実践組合における実証

青葉区芋沢地区で宮城実践組合が大豆を作付する農地において、米と大豆の輪作についてスマート農業機械や緑肥の導入等により作業効率及び生産性を高めるための実証を行う。

I. 実証内容

- ・水田での大豆生産

作業	実証内容
排水対策	暗渠排水施工がされていない農地等での自力で行うことができる湿害対策を行う。
土づくり	緑肥を導入した土壌改善等を行う。
耕うん・播種	自動操舵や直進アシストによる畝立て同時播種を行う。
防除	乗用管理機による摘心を行う。
中耕培土	これまで実施していなかった中耕培土を2回行う。
収穫	汎用コンバインによる収穫を行う。排稈を細かく切断、拡散する機能を付することとする。

※日常の大豆の生産管理については、当該組織が行うこととし、適宜PJチームのメンバーによる指導や支援を行う。

- ・カバークロップの播種・生育管理

急傾斜で草刈作業の労力が大きい畦畔約1,000㎡に、カバークロップを播種し、生育管理を行う。日常の生育管理については、当該組織が行うこととする。

II. 効果検証

実証による栽培と慣行的な栽培方法について、収量や作業時間等を比較してとりまとめ、実証の効果について検証を行う。

III. 必要経費（予定）

項目	金額
種苗費、資材費、機械類リース費等	845,000
実証協力費	90,000
合計	935,000